



# フランチャイズ・ガイドラインの改正案の概要

## フランチャイズ・ガイドラインの構成

1. 【**ぎまんの顧客誘引**】の観点から、加盟者募集時に開示することが望ましい事項を記載  
(当該事項の不開示等により優良誤認等を与え、競争者の顧客を不当に誘引した場合は違反となる)
2. 【**優越的地位の濫用**】の違反となり得る想定事例を例示

実態調査で明らかになった問題行為  
について、未然防止の観点から追加

## 実態調査報告書で明らかになった主な問題行為及び改正案の概要

実態調査で明らかになった問題行為		ガイドラインの改正案の概要
①募集時の説明 (予想収益等)	・ 予想収益等の説明が不十分	・ モデル収益等を示す場合は、収益を予想するものではない旨を説明するよう注記(上記1)
②仕入数量の強制	・ 無断発注による仕入数量の強制	・ 「仕入数量の強制」の違反想定事例に、「加盟者の意思に反する発注」を追記(上記2)
③年中無休・ 24時間営業	・ 深夜帯の採算性の悪さや深刻な人手不足についての情報の不開示 ・ 時短営業の協議に応じない	・ 「人手不足、人件費高騰等の <b>経営に悪影響を与える情報</b> 」の開示が望ましい旨を新設(上記1) ・ 違反想定事例に、 <b>時短営業の協議拒絶</b> を新設(上記2)
④ドミナント出店	・ 周辺地域への追加出店時の「配慮」の内容が不明確 ・ 口頭での取決めを反故	・ 配慮の具体的内容を明示するよう注記(上記1) ・ 違反想定事例に、 <b>取決めに反した場合</b> を新設(上記2)
⑤見切り販売の制限	・ 見切り販売の手続きが煩雑との意見	・ <b>柔軟な売価変更が可能な仕組みの構築</b> が望ましい旨の注記(上記2)

(その他、改正に伴う記載位置の整理、用語の説明の適正化の対応)